



から第十号までに係る部分に限る。)及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十一条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)、及び第一項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。)、及び第二項第九号、第九十六条、第九十條(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第九十一条及び第九十二条(第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)、並びに第九十四條並びに第九十五條第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十

五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十五條、第六十八條から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九條、第八十一条、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第九十條まで、第九十五條、第九十八條、第九十條、第九十二條、第九十三條及び第九十五條の規定、平成十八年十月一日(罰則の適用に関する経過措置)  
**第二百二十一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**第二百二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
**附則** (平成一八年六月二日法律第五〇号)抄  
 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。  
**附則** (平成二二年五月二八日法律第三七号)抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。  
**附則** (罰則の適用に関する経過措置)  
**第三十四條** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**第三十五条** (その他の経過措置の政令への委任)  
**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附則** (平成二三年六月二二日法律第七二号)抄  
**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三

を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(第二十八條の十二第二項若しくは)を削る部分に限る。)に限る。)、第四條、第六條及び第七條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。)、及び第五十條から第五十二條までの規定、公布の日  
**第二条** (検討)  
 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
**第五十一条** (罰則に関する経過措置)  
**第五十一条** この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**第五十二条** (委任)  
**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
**附則** (平成二三年六月二四日法律第七四号)抄  
**第一条** (施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。  
**附則** (平成二六年六月一三日法律第六七号)抄  
**第一条** (施行期日)  
**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十條の規定、公布の日  
**第二十八條** (処分等の効力)  
**第二十八條** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正

後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。))に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。  
**第二十九條** (罰則に関する経過措置)  
**第二十九條** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**第三十條** (その他の経過措置の政令等への委任)  
**第三十條** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。